



Vol.7

通信販売ってクーリング・オフできないの!?



Q 通信販売ってなに?	A テレビ番組、カタログ、新聞、インターネット、雑誌広告、ラジオなどを通じて商品を宣伝し、電話やFAX、インターネットで注文を受け、郵便や宅配便で商品が配送される販売方式です。
Q 通信販売はクーリング・オフできないの?	A 通信販売は、広告等をじっくり検討した上で、自分の意思で契約します。訪問販売や電話勧誘などとは違い、“不意打ち性”ではなく“頭を冷やす（クーリングの意味）”必要がないため、 クーリング・オフの制度がありません （特定商取引法）。解約・返品は原則、販売会社が定める 返品に関するルール（返品特約） に従うことになります。
Q 返品特約とクーリング・オフはどう違うの?	A クーリング・オフは期間中であれば無条件に解約ができますが、返品特約では、解約できるかどうかは特約の内容（返品の可否や条件、返品に係る送料の負担の有無等）によって決まります。返品特約に、「返品不可」と記載があれば、原則返品はできません。
Q もしも返品特約がなかったら?	A 平成21年12月1日より、返品特約について広告に記載がない場合、商品到着後8日以内であれば返品が可能になりました。（返品の送料は消費者負担。特定商取引法）。商品を購入する際には、 返品特約の有無、内容を事前に必ず確認 しましょう。

ご相談はお近くの消費生活センターへ

2012年1月発行

制作：NPO法人京都消費生活有資格者の会 発行：京都府

通信販売を利用するときのチェックポイント!

家にいながら買い物ができる便利な通信販売。利用者の増加とともに、「イメージが違う」「体験談のような効果がなかった」「返品できない」などの相談も増えています。

利用するときは次のような点に気をつけましょう!

ネットショッピングの場合

● 購入前に、次の点を確認しましょう。

①販売業者の連絡先

- ・会社名、住所、電話番号、メールアドレスなど

②注文内容

- ・サイズ・色・仕様・納期など。

③料金

- ・消費税、送料、振り込み手数料の有無など

④支払い方法

- ・初めて購入する業者の場合、前払いを避け、商品到着後に支払いのできる業者を選ぶ。
- ・クレジットカード払いの場合は、カード情報が暗号化通信となっているかなどセキュリティを確認する。

⑤返品条件

- ・返品の可否、返品・交換条件、返品に係る送料負担の有無、キャンセル料の有無、不良品の対応など

● 注文後は、**注文画面を印刷する**など注文内容を確認できるようにしましょう。



テレビショッピングの場合

表示時間が短く、十分に内容が理解できないことが多いですが、電話などで、納得のいくまで確認しましょう。



①番組からの印象だけで購入を決めない。

- ・類似商品と比較検討するなど、本当にほしいものかよく考えて購入する。

②返品条件

- ・返品の可否、返品・交換条件、返品に係る送料負担の有無、キャンセル料の有無、不良品の対応など

③申込み時の内容や連絡先を控える。

まずお電話を!
不安などきは

消費者ホットライン（お近くの相談窓口につながります）

☎ 0570-064-370

京都府消費生活安全センター

☎ 075-671-0004

山城広域振興局商工労働観光室

—— ☎ 0774-21-2426

南丹広域振興局商工労働観光室

—— ☎ 0771-23-4438

中丹広域振興局商工労働観光室

—— ☎ 0773-62-2506

丹後広域振興局商工労働観光室

—— ☎ 0772-62-4304

消費生活土日祝日電話相談

—— ☎ 075-257-9002